

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十九条の二」を「第二百三十条」に、「自動車局（第三百三十条―第三百二十九条）」を「物流・自動車局（第三百三十一条―第四百一条）」に、「第四百十条」を「第四百十二条」に改める。

第二条第一項中「自動車局」を「物流・自動車局」に改める。

第四条中第十二号から第二十号までを削り、第二十一号を第十二号とし、第二十二号から第四十号までを九号ずつ繰り上げる。

第七条第十五号中「自動車局」を「物流・自動車局」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「自動車局」を「物流・自動車局」に改め、同条中第十三号を第十九号とし、第七号から第十二号までを六号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第三百三十二条第六号」を「第三百三十五条

第六号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第五号を第十一号とし、第四号を第十号とし、第三号を第九号とし、同条第二号中「（総合政策局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第八号とし、同条第一号を同条第七号とし、同号の前に次の六号を加える。

一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

四 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

五 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。

六 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

第十九条第一項中「自動車局」を「物流・自動車局」に改める。

第二十条の見出し及び同条第一項中「公共交通・物流政策審議官」を「公共交通政策審議官」に改め、同

条第五項中「公共交通・物流政策審議官」を「公共交通政策審議官」に改め、「並びに貨物流通の効率化、円滑化及び適正化」を削る。

第三十六条中「十六課」を「十五課」に改め、「物流政策課」を削る。

第四十条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四十三条第二号中「次号」を「第四号」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「及びバリアフリー政策課」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 国土交通省の所掌事務に係る輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十九条第一号中「並びに物流政策課」を削る。

第五十一条第一号中「第四条第三十四号から第三十八号まで」を「第四条第二十五号から第二十九号まで」に改める。

第八十六条第八号中「中心市街地の活性化に関する法律」の下に「（平成十年法律第九十二号）」を加える。

第八十八条第九号中「都市の低炭素化の促進に関する法律」の下に「（平成二十四年法律第八十四号）」を加える。

第八十九条第四号及び第二百二十三条第五号中「自動車局」を「物流・自動車局」に改める。

第四百四十八条及び第四百四十九条を削り、第四百四十七条を第四百四十九条とし、第四百四十条から第四百四十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第三百三十九条（見出しを含む。）中「整備課」を「自動車整備課」に改め、第一章第二節第三款第十目中同条を第四百四十一条とする。

第三百三十八条第二号中「整備課」を「自動車整備課」に改め、同条第六号中「自動車局」を「物流・自動車局」に改め、同条を第四百四十条とする。

第三百三十七条第一号及び第三号中「整備課」を「自動車整備課」に改め、同条第六号中「自動車局」を「物流・自動車局」に改め、「こと（」の下に「物流政策課及び」を加え、同条を第三百三十九条とする。

第三百二十六条を削る。

第三百三十五条第二号中「貨物課」を「貨物流通事業課」に改め、同条を第三百三十八条とする。

第三百三十四条第一号中「自動車局」を「物流・自動車局」に改め、同条を第三百三十七条とする。

第三百三十三条第一号及び第二号中「自動車局」を「物流・自動車局」に改め、同条第四号及び第五号中「整備課」を「自動車整備課」に改め、同条第八号及び第十号中「自動車局」を「物流・自動車局」に改め、同条を第三百三十六条とし、第三百三十二条を第三百二十五条とする。

第三百三十一条第一号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定中「自動車局」を「物流・自動車局」に改め、同条第十一号中「総合政策局」を「貨物流通事業課」に改め、同条第十六号中「自動車局」を「物流・自動車局」に改め、同条を第三百三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(物流政策課の所掌事務)

第三百三十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関する事（港湾局及び貨物流通事業課の所掌に属するものを除く。）。

（貨物流通事業課の所掌事務）

第三百三十四条 貨物流通事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業の発達、改善及び調整に関する事（総務課及び技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二 自家用貨物自動車の使用に関する事。

三 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関する事。

四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第三号に規定する特定流通業務施設（港湾流通拠点地区（同条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。第一百六十条第七号において同じ。）に係るものを除く。）に関する事。

五 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

六 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関する事（航空局の所掌に属するものを除く。）。

七 貨物自動車ターミナルに関すること。

八 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

第三百三十条の見出し中「自動車局」を「物流・自動車局」に改め、同条中「自動車局」を「物流・自動車

「総務課

局」に、「九課」を「十課」に、「総務課」を 物流政策課 に改め、「貨物課」を削り、「整備課」

「貨物流通事業課」

を「自動車整備課」に改め、同条を第三百三十一条とする。

第一章第二節第三款第十目の目名を次のように改める。

第十目 物流・自動車局

第一章第二節第三款第九目中第二百二十九条の二を第三百三十条とする。

附則第五条の二（見出しを含む。）中「自動車局」を「物流・自動車局」に改める。

附則第二十四条の二の見出し中「自動車局安全政策課」を「物流・自動車局安全政策課」に改め、同条中

「自動車局安全政策課」を「物流・自動車局安全政策課」に、「第二百二十二条各号」を「第二百三十五条各

号」に改める。

附則第二十五条中「第四百十一条各号」を「第四百十三号各号」に改める。

附則第二十五条の二中「第四百十二条各号」を「第四百十四号各号」に改める。

附則第二十五条の三中「第四百十三条各号」を「第四百十五号各号」に改める。

附則第二十六条中「第四百十六条各号」を「第四百十八号各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年十月一日から施行する。

(交通政策審議会令の一部改正)

2 交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項ただし書中「自動車局総務課」を「物流・自動車局総務課」に改める。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、自動車局の所掌事務を変更し、同局の名称を物流・自動車局に変更するとともに、新たに同局に物流政策課を置く等の必要があるからである。